

[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [市政情報](#) > [市政運営・行政改革](#) > [情報公開](#) > 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [市政情報](#) > [市政運営・行政改革](#) > [計画・施策](#) > 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2015年8月10日更新

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まります

社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」という。)は、住民票を有するすべての方に1人1つの個人番号(以下「マイナンバー」という。)を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

- 1 行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。
- 2 添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。
- 3 所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。



マイナンバーはいつ、どのように通知されますか？

平成27年10月以降、住民票を有する国民の皆さん一人一人に、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期に留業者や特別永住者などの外国人も対象です。原則として、市町村から、住民票の住所にあてに簡易書留(世帯主宛)でマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

【送付物】

通知カード(世帯人数分)※下記のイメージ参照

個人番号カード交付申請書(世帯人数分)※下記のイメージ参照

ご案内(1通につき1部)

個人番号カード交付申請書の送付用封筒(1通につき1部)

通知カード
個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子
住所 ○○県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号
平成 5年 3月31日生 性別 女
発行 平成27年10月1日 1234567890

個人番号カード交付申請書
業 電子証明書発行申請書
1234 5678 9012 3456 7890 123
■■■■■■■■市長 様 個人番号 1234 5678 9012
番号 花子
氏名*
住所
○県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号
生年月日 平成5年3月31日 性別 女
※代表文字情報
電話番号 外国へ住居の必要
在留期間満了日の有無 N 在留期間満了日
お願の点字表記を希望する
※点字は11文字まで(漢字・英字は不可)
※上記が入力されている情報は、平成26年9月14日現在のもので、
※このQRコードを読み取りスマートフォン等から
※ 15歳未満の方、成年被後見人の
方には適用されません。

10000019 01/01
3190110000019#
視覚障がい者用
音声コード

● この通知カードは、住所変更等として使用することはできません。
● 通知で送られた通知カードの個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また、複製や写し出しなどは、法律上認められません。
● このカードも他人に貸与または譲渡することはできません。
● このカードを紛失または盗まれた場合、下記連絡先までご連絡ください。
連絡先 個人番号カードコールセンター ☎ 05-7000-0000

表面の内容に間違いのないことを確認
しましたので、個人番号カードの交付及び
電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日
申請者氏名(自署) 印
サイズ
縦4.5cm×横3.5cm
・最近56ヶ月以内の撮影
・無帽、正装、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を
記入してください。

● 以下の電子証明書の詳細については、
必ず同封の私に宛てられたお知らせを
ご確認ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。
○ 匿名用電子証明書 ※15歳未満の方、成年被後見人の
方には適用されません。
○ 利用者証明用電子証明書

代理人 氏名 本人との関係
代理人 住所 印
(電話番号:)

● 申請の際は、必ず同封の
『ご案内』をご覧ください。
※切り取った本紙は、お問合せの際に必要となります
ので、通知カードと併せて大切に保管願います。

※上段は「通知カード」、下段は「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」となっています。
※「通知カード」の券面にはお住まいの市区町村の住民票に登録されている「氏名」「住所」「生年月日」「性別」と「マイナンバー(個人番号)」等が記載されています

被災者・DV被害者等の方で通知カードを住民票の住所地で受け取ることができない方

マイナンバーが記載されている通知カードは、住民票の住所に世帯主宛の簡易書留で送付されますが、次の例のように「やむを得ない理由」があり、実際にお住まいの場所へ住民票を異動することができないために通知カードを受け取ることができない場合は、登録申請により通知カードの送付先を居所へ変更することが可能です。

【申請が必要な方】

- ・東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している方
- ・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住民票を異動せずに別の場所にお住まいの方
- ・医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、住民票の住所には誰も居住していない方

【申請方法】

次の書類を住民票のある市区町村に持参または郵送してください。

・ [通知カードの送付先に係る居所登録申請書 \[Wordファイル/70KB\]](#)

- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)
 - ・居所に居住していることを証明する書類(公共料金の領収書など)
 - ・代理人の代理権を証明する書類(委任状など)※代理人が申請する場合
 - ・代理人の本人確認書類(運転免許証など)※代理人が申請する場合
- ※「通知カードの送付先に係る居所登録申請書」は、市町村窓口、総務省HP、相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど)で入手またはダウンロードできます。

【申請期間】

平成27年8月24日～9月25日(持参または必着)

マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？

平成28年1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

例えば、

- ・年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
 - ・健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
 - ・毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示
 - ・所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
 - ・税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示
- といった場面で利用することになります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)を他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか？

個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった心配の声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除き、特定個人情報の収集や保管は禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理せず、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやり取りをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

また、情報提供ネットワークシステムを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりしたのか、ご自身で確認していただける手段として、平成29年1月からマイポータル(情報提供等記録開示システム)が稼働する予定です。

特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有しようとする国の行政機関や地方公共団体等は、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずるために特定個人情報保護評価を実施しなければなりません。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

- ・[特定個人情報保護委員会](#)(外部リンク)

公表している特定個人情報保護評価書

本市の特定個人情報保護評価書を下記のとおり公表します。今後も順次、特定個人情報保護評価を行い評価書を公表します。

公表している特定個人情報保護評価書一覧

評価書番号	評価書名	評価書
1	住民基本台帳に関する事務	基礎項目評価書 [PDFファイル/204KB]
2	個人住民税に関する事務	基礎項目評価書 [PDFファイル/202KB]
3	固定資産税に関する事務	基礎項目評価書 [PDFファイル/202KB]
4	軽自動車税に関する事務	基礎項目評価書 [PDFファイル/199KB]
5	身体障害者手帳台帳に関する事務	基礎項目評価書 [PDFファイル/136KB]
6	生活保護に関する事務	基礎項目評価書 [PDFファイル/136KB]
7	児童扶養手当に関する事務	基礎項目評価書 [PDFファイル/137KB]
8	児童手当に関する事務	基礎項目評価書 [PDFファイル/138KB]
9	自立支援給付・地域生活支援事業に関する事務	基礎項目評価書 [PDFファイル/143KB]

事業者の皆さんへ

平成28年1月から民間事業者は、従業員等の社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などにおいてマイナンバーを取り扱うこととなります。「事業者向けマイナンバー広報資料」「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を参考にマイナンバーの適正な取り扱いをお願いします。

法人にも13桁の法人番号が指定され、平成27年10月以降、書面により国税庁長官から通知される予定です。個人番号と異なり、官民間問わず、自由に利用できます。

- ・[内閣官房ホームページ「社会保障・税番号制度」\(事業者のみなさまへ\)](#)(外部リンク)

個人番号カード

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、平成28年1月以降、郵送により申請していただくことで交付される予定です。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるとともに、カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、お住まいの市町村の図書館利用証や印鑑登録証など各地方公共団体が条例で定めるサービスにも使用できるほか、e-Taxをはじめ、各種電子申請を行うことができます。マイナンバーはカードの裏面に記載されますが、法律で認められた

場合を除き、個人番号カードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので、注意してください。

なお、ICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードからすべての個人情報が分かってしまうことはありません。

・[個人番号カード総合サイト](#)(外部サイト)



※個人番号カードのイメージです。

マイナンバーの詳しい情報は？

マイナンバー制度のよくある質問(FAQ)や最新情報は、内閣官房のマイナンバー(社会保障・税番号)制度のホームページに掲載しています。特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の特設サイトへもリンクしています。「マイナンバー」で検索してください。

・[内閣官房ホームページ「社会保障・税番号制度」](#)(外部リンク)

平成26年10月から、マイナンバーのコールセンターを開設しています。マイナンバーについてご不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0570-20-0178(外国語は0570-20-0291)

開設時間 平日9時30分から17時30分まで

(平成27年10月から平成28年3月までの半年間は、平日の開設時間を20時まで延長。年末年始を除く土日祝日も17時30分まで開設予定。)

マイナンバー制度のまちづくり出前講座

まちづくり出前講座のメニューに、「マイナンバー制度」(まちづくり【03 まち】)を追加しました。職員が分かりやすく説明しますのでご利用ください。

詳しい申込方法は、[まちづくり出前講座のページ](#)をご覧ください。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

総務部 情報政策課

〒061-3292 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 Tel:0133-72-3159 Fax:0133-75-2275 [お問い合わせはこちら](#)

[リンク・著作権・免責事項](#) [個人情報保護](#) [アクセシビリティ](#)

石狩市役所 (役所への行き方)

〒061-3292 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

Tel:0133-72-3111(代表) Fax:0133-75-2275 [組織別連絡先一覧](#) | [お問い合わせについて](#)

開庁時間:午前8時45分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日、年末年始は除く)

Copyright © 2014 Ishikari City Hokkaido, Japan. All Rights Reserved.